

江南市SDGs登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、江南市SDGs登録制度（以下「登録制度」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(制度の趣旨)

第2条 登録制度は、企業・団体等が行う活動とSDGsとの関連性を認識し、SDGs達成に向けた具体的な取組を促進することにより、当該企業・団体等の価値を高めるとともに、官民連携により、地域課題の解決を促進し、まちづくりに新たな価値を創出することで、SDGsの推進に資する。

(申請の対象者)

第3条 登録制度の申請対象者は、事務所等を有し、市内においてSDGs達成に向けた取組を実施する企業・団体等とする。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する企業・団体等は、登録することができない。

(1) 市税等を滞納しているもの

(2) 江南市暴力団排除条例（平成24年条例第17号）に規定する暴力団又はその構成員の統制下にあるもの

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）若しくは会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生手続中であるもの

(4) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある活動を行うもの

(5) 市のSDGsの取組及び登録制度の信用、品位、イメージを損なうおそれのある活動を行うもの

(6) 前5号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるもの

(登録要件)

第4条 登録にあたっては、次の各号のすべてに該当することを要件とする。

(1) SDGs達成に向け、経済・社会・環境の三側面における、既に実施している又は登録後に実施する具体的な取組及び目標があること。

(2) SDGs達成に向け、市民や地域に提供できる資源があること。

(登録)

第5条 登録の申請は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 江南市SDGsパートナー登録申請書（様式第1）

(2) SDGs達成に向けた宣言書（様式第2）

(3) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項の申請内容が前条の登録要件を満たすと認めるときは、当該申請をした企業・団体等を江南市SDGsパートナー（以下「パートナー」

という。)として登録するとともに、江南市SDGsパートナー登録証(以下「登録証」という。)を交付し、別に定める江南市SDGsロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)の使用を承認する。

- 3 市長は、前項の登録をしたときは、パートナーに対して、企業・団体等のホームページでの取組内容の公表を促すとともに、市ホームページ等での公表に努めるものとする。

(SDGs達成に向けた取組の報告)

第6条 パートナーは、前年度の活動状況等について、毎年5月31日までに、市長に報告しなければならない。

(登録の変更)

第7条 パートナーは、第5条第1項の申請内容に変更が生じたときは、その内容を江南市SDGsパートナー変更申請書(様式第3)に記載して提出しなければならない。

(登録の取消し)

第8条 市長は、パートナーが、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消し、第5条第2項に規定する登録証及びロゴマークの使用を無効とすることができる。

- (1) 自ら登録の取消しを求める場合
- (2) 登録証又はロゴマークを不正に使用した場合
- (3) 企業・団体等としての活動実態がない場合
- (4) 登録時及び更新時の申請内容において、虚偽や不正が判明した場合
- (5) 第3条第2項各号のいずれかに該当した場合
- (6) その他市長がパートナーとして適当でないと認めた場合

2 パートナーは、登録の取消しを求める場合は、江南市SDGsパートナー登録取消申請書(様式第4)を市長に提出するものとする。

3 市長は、第1項に規定する取消しを行った場合は、当該取消しを受けた企業・団体等へ通知しなければならない。

(登録の期間及び更新)

第9条 登録の有効期間は、登録の日から令和9年3月31日までとする。

2 登録の更新を受けようとするパートナーは、第5条第1項に規定する書類を市長に提出するものとする。

(事務の所掌)

第10条 この要綱に関する事務は、企画部企画課において所掌する。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、登録制度の実施について必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の江南市SDGs登録制度実施要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の江南市SDGs登録制度実施要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。